

## 土地家屋調査士業務取扱要領の改正箇所

令和6年5月9日付け一部改正

	条文番号	改正前	改正後	理由
1	凡例	不動産登記法に基づく地図	<u>不登法第14条第1項所定の地図</u>	「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」の略語・用語一覧と文言を統一
2	凡例	旧土地台帳法細則第2条第1項の規定に基づく地図のことであり、登記所が保管している旧土地台帳附属地図	<u>不登法第14条第4項所定の地図に準ずる図面</u>	同上
3	第5条	測量計算単位は、計量法第2条から第5条までに規定する計量単位及び補助計量単位によるものとする。ただし、角度の単位については、度・分・秒を使用する。	測量計算単位は、計量法第2条から第5条までに規定する計量単位及び補助計量単位によるものとする。ただし、角度の単位については、度・分・秒を使用する。	現行計量法において、補助計量単位は規定されていないため
4	第20条参照	民法 (隣地の使用請求) 第209条 土地の所有者は、境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内で、隣地の使用を請求することができる。ただし、隣人の承諾がなければ、その住家に立ち入ることはできない。 2 前項の場合において、隣人が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。	民法 (隣地の使用) 第209条 土地の所有者は、次に掲げる目的のため必要な範囲内で、隣地を使用することができる。ただし、住家については、その居住者の承諾がなければ、立ち入ることはできない。 <u>一 境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、除去又は修繕</u> <u>二 境界標の調査又は境界に関する測量</u> <u>三 第233条第3項の規定による枝の切取り</u> 2 前項の場合には、使用の日時、場所及び方法は、隣地の所有者及び隣地を現に使用している者（以下この条において「隣地使用者」という。）のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。 <u>3 第1項の規定により隣地を使用する者は、あらかじめ、その目的、日時、場所及び方法を隣地の所有者及び隣地使用者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することをもって足りる。</u> <u>4 第1項の場合において、隣地の所有者又は隣地使用者が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。</u>	民法の改正による

土地家屋調査士業務取扱要領の改正箇所

令和6年5月9日付け一部改正

	条文番号	改正前	改正後	理由
5	第20条参照	<p>民法 （竹木の枝の切除及び根の切り取り） 第233条 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。 2 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。</p>	<p>民法 （竹木の枝の切除及び根の切り取り） 第233条 <u>土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。</u> <u>2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。</u> <u>3 第1項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。</u> <u>一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。</u> <u>二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。</u> <u>三 急迫の事情があるとき。</u> <u>4 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。</u></p>	民法の改正による
6	第28条	<p>3 調査士は、近傍に基本三角点等が存しない、又はその他の基本三角点等に基づく測量ができない場合には、近傍の恒久的地物に基づく測量を行わなければならない。</p>	<p>3 調査士は、近傍に基本三角点等が存しない場合、<del>又は</del>その他の基本三角点等に基づく測量ができない<u>特別の事情がある</u>場合には、近傍の恒久的地物に基づく測量を行わなければならない。</p>	不動産登記規則第77条第2項との文言の統一
7	第28条解説	なし	6 単位多角方式における点検計算の許容範囲を追記	記載漏れ
8	第42条参照備考6	字下げなし	字下げする	
9	第44条	2 調査士は、点検測量の結果、誤差の制限を	2 調査士は、点検測量の結果、 <u>較差</u> の制限を	誤記訂正

## 土地家屋調査士業務取扱要領の改正箇所

令和6年5月9日付け一部改正

	条文番号	改正前	改正後	理由
10	第70条参照末尾	なし	○ 不動産登記規則第73条第1項の規定により法務大臣が定める土地所在図等の作成方式 <a href="http://www.moj.go.jp/MINJI/minji101.html">http://www.moj.go.jp/MINJI/minji101.html</a>	記載漏れ
11	別紙3	登記基準点作業規程	登記基準点 <del>測量</del> 作業規程	脱字
12	別紙3	登記基準点作業マニュアル	登記基準点 <del>測量</del> マニュアル	誤字
13	別紙12	追加	事務連絡令和4年6月23日「建物の床面積の算定における階段部分の上階床面積への算入等の取扱いについて」を追加挿入（3ページ）	事務連絡令和4年6月23日の発出による別紙の追加
14	別紙16	なし	左上に「※記載例」の追記 左下部分に「※電磁的記録による地役権図面の作成の場合は、作成者の電子署名とする」旨を追記	記載漏れによる追記 電磁的記録による作成時の署名方法を追記する